ロ　特定事業年度における売上金額
ハ　経営承継期間の末日においてロの特定事業年度における売上金額に対する当該経営承継期間内に終了するイの各事業年度の売上金額の割合を合計し、当該各事業年度の数で除して計算した割合
ニ　基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する令第二十九条の三第十二項第一号に規定する雇用判定基準日（以下この項及び次項において「雇用判定基準日」という。）における常時使用従業員の数
ホ　相続の開始の時における常時使用従業員の数
ヘ　経営承継期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用判定基準日においてホの相続の開始の時における常時使用従業員の数に対する当該雇用判定基準日までに到来するニの各雇用判定基準日における常時使用従業員の数の割合を合計し、当該雇用判定基準日までに到来する各雇用判定基準日の数で除して計算した割合
ト　その他参考となるべき事項
二　令第二十九条の三第十二項第二号に掲げる場合　次に掲げる事項
イ　基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の売上金額
ロ　特定事業年度における売上金額
ハ　ロの特定事業年度の売上金額に対するイの各事業年度の売上金額の割合
ニ　イの期間内にイの売上金額がロの売上金額以上となった場合には、その旨
ホ　基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する雇用判定基準日における常時使用従業員の数
ヘ　相続の開始の時における常時使用従業員の数
ト　への相続の開始の時における常時使用従業員の数に対するホの雇用判定基準日における常時使用従業員の数の割合
チ　その他参考となるべき事項

第十四条の三第九項を削り、同条第八項第一号中「以下この項及び次条」を「以下この項」に改め、同項第二号イ中(2)から(4)までを削り、(5)を(2)とし、同号ロ中(2)から(5)までを削り、(6)を(2)とし、同号ハ中(2)から(4)までを削り、(5)を(2)とし、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二十九条の三第十二項に規定する財務省令」を「第二十九条の三第十二項第一号に規定する財務省令」に、「同項第一号」に改め、同項第一号イ中「第二十九条の三第十二項」を「第二十九条の三第十二項第一号」に、「第九項第二号」を「第十一項」に、「売上金額に」を「売上金額に調整割合（売上判定事業年度（令第二十九条の三第十二項第一号に規定する売上判定事業年度をいう。以下この項において同じ。）の月数を特定事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「特定売上金額」という。）と」に、「存続する会社の売上金額」に、「売上金額を加算した」を「売上金額にそれぞれこれらの会社に係る調整割合（売上判定事業年度の月数を当該吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の当該会社の事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額とを合計した」に改め、同号ロ中「（令第二十九条の三第十二項に規定する売上判定事業年度をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第二号イ中「特定事業年度における認定承継会社の売上金額に」を「特定売上金額と」に、「売上金額を加算した」を「売上金額に調整割合（売上判定事業年度の月数を当該新設合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の当該消滅する会社の事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額とを合計した」に改め、同項第三号イ中「特定事業年度における当該認定承継会社の売上金額に」を「特定売上金額と」に、「売上金額を加算した」を「売上金額に調整割合（売上判定事業年度の月数を当該株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の当該交換等承継会社の事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額とを合計した」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8　令第二十九条の三第十二項第一号の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「末日」とあるのは「末日の翌日以後最初に到来する令第二十九条の三第十二項第一号に規定する雇用判定基準日（以下この項において「雇用判定基準日」という。）」と、「第一種基準日（同法第七十条の七の二第二項第七号イに規定する第一種基準日をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「雇用判定基準日」と、「当該経営承継期間内に存する第一種基準日」とあるのは「平成二十三年三月十一日から当該経営承継期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用判定基準日までの間に存する雇用判定基準日」とする。

第十四条の三第六項中「租税特別措置法」を「調整割合（当該事由がその効力を生ずる日から経営承継期間（租税特別措置法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間をいう。以下第十二項までにおいて同じ。）の末日までの間に存する第一種基準日（同法第七十条の七の二第二項第七号イに規定する第一種基準日をいう。以下この項において同じ。）の数を当該経営承継期間内に存する第一種基準日の数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した数と同法」に、「を加算した」を「とを合計した」に改め、同項第三号中「次項第三号」を「第九項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「次に掲げる書類」の下に「（基準日が経営贈与承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合には、第一号及び第二号の書類を除く。）」を加え、同項第二号中「従業員数証明書」の下に「（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）第一条第六項に規定する従業員数証明書をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「令第二十九条の三第七項の基準日」を「基準日」に、「同条第五項に規定する雇用判定基準日」を「雇用判定基準日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　特例円滑化省令第三条第二項の規定に基づき経済産業大臣に提出された報告書の写し（基準日が経営贈与承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合に限る。）

第十四条の三第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　令第二十九条の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、同項の経営承継受贈者に係る認定贈与承継会社の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事項とする。

一　令第二十九条の三第五項第一号に掲げる場合　次に掲げる事項
イ　令第二十九条の三第七項の基準日（法第二十八条の三第一項第三号に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の直前の経営贈与報告基準日（租税特別措置法第七十条の七第二項第七号に規定する経営贈与報告基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の売上金額
ロ　贈与特定事業年度における売上金額
ハ　経営贈与承継期間の末日においてロの贈与特定事業年度における売上金額に対する当該経営贈与承継期間内に終了するイの各事業年度の売上金額の割合を合計し、当該各事業年度の数で除して計算した割合
ニ　基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する令第二十九条の三第五項第一号に規定する雇用判定基準日（以下この項及び次項において「雇用判定基準日」という。）における常時使用従業員の数
ホ　特例対象贈与（租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）の時における常時使用従業員の数
ヘ　経営贈与承継期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用判定基準日においてホの特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に対する当該雇用判定基準日までに到来するニの各雇用判定基準日における常時使用従業員の数の割合を合計し、当該雇用判定基準日までに到来する各雇用判定基準日の数で除して計算した割合
ト　その他参考となるべき事項
二　令第二十九条の三第五項第二号に掲げる場合　次に掲げる事項
イ　基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の売上金額
ロ　贈与特定事業年度における売上金額
ハ　ロの贈与特定事業年度の売上金額に対するイの各事業年度の売上金額の割合
ニ　イの期間内にイの売上金額がロの売上金額以上となった場合には、その旨
ホ　基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する雇用判定基準日における常時使用従業員の数
ヘ　特例対象贈与の時における常時使用従業員の数
ト　への特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に対するホの雇用判定基準日における常時使用従業員の数の割合
チ　その他参考となるべき事項